

福岡医発第 1888 号 (地)
令和 3 年 9 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等
の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）は令和 3 年 5 月 28 日に公布されましたが、改正法のうち救急救命士法の一部改正については、令和 3 年 6 月 30 日付福岡医発第 1015 号（地）にてお知らせしておりましたとおり、同年 10 月 1 日付で施行されることとなっております。これに伴い、施行に必要な規定の整備を行うため、救急救命士法施行規則の一部が改正されるとともに、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記通知が発出されており、日本司会及び福岡県保健医療介護部医療指導課より周知依頼がありました。具体的には、救急救命士が勤務する病院又は診療所の管理者が、当該救急救命士に、重度傷病者が当該医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該医療機関に到着し当該医療機関に滞在している間）において救急救命処置を行わせようとする場合に必要とされる、あらかじめ救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会の設置、救急救命処置に関する規定の策定および院内研修の実施・運用並びに救急救命処置の検証等となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

救急災害医療担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

日医発第 451 号（地 281）
令和 3 年 9 月 8 日

都道府県医師会会長 殿

公益社団法人 日本医師会長
中 川 俊 男
（公印省略）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は令和 3 年 5 月 28 日に公布されましたが、改正法のうち救急救命士法の一部改正については、同年 10 月 1 日付けで施行されることとなっています。（令和 3 年 6 月 2 日付日医発第 202 号（地 114）（健 I 55）（生 14）（税経 22）にてご連絡済み）

これに伴い、施行に必要な規定の整備を行うため、救急救命士法施行規則の一部が改正されるとともに、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に標記通知が発出されました。

具体的には、救急救命士が勤務する病院又は診療所の管理者が、当該救急救命士に、重度傷病者が当該医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該医療機関に到着し当該医療機関に滞在している間）において救急救命処置を行わせようとする場合に必要とされる、あらかじめ救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会の設置、救急救命処置に関する規定の策定および院内研修の実施・運用並びに救急救命処置の検証等になります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

◆救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（改正法 令和3年10月1日施行）

第四十四条第三項

病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならない。

◆令和3年5月28日付医政発0528第1号「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）

第2 改正法の主な内容

5 診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法及び救急救命士法の一部改正

(4) 救急救命士法の一部改正

ア 「救急救命処置」の定義について、重度傷病者が病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。以下この(4)において同じ。）に当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものとする。こと。（第2条第1項関係）

イ 救急救命士が救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの以外の場所において業務を行うことができる場合として、重度傷病者が病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合を追加すること。（第44条第2項関係）

ウ 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他の重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命士が救急救命処置を行うために必要な事項として厚生労働省令で定める事項に関する研修を受けなければならないものとする。こと。（第44条第3項関係）

○厚生労働省令第百四十九号

救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第四十四条第三項の規定に基づき、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

救急救命士法施行規則の一部を改正する省令

救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章・第二章（略） 第三章 業務（第二十一条―第二十六条）附則 （法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置） 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。次条及び第二十三条において同じ。）	目次 第一章・第二章（略） 第三章 業務（第二十一条―第二十四条）附則 （法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置） 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。次条において同じ。）のうち、心肺機

のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものにあつては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあつては第一号及び第三号に掲げるものとする。

一〇三（略）

（研修の実施）

第二十三条 救急救命士が勤務する病院又は診療所の管理者は、法第四十四条第三項に規定する研修を実施し、当該救急救命士に重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間）において救急救命処置を行わせようとするときは、あらかじめ、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を当該病院又は診療所内に設置するとともに、当該研修の内容に関する当該委員会における協議の結果に基づき、当該研修を実施しなければならない。（法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項）

第二十四条 法第四十四条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項

二 傷病者に係る安全管理に関する事項、医薬品及び医療資機材に係る安全管理に関する事項その他の医療に係る安全管理に関する事項

三 院内感染対策に関する事項

第二十五条・第二十六条（略）

附則

この省令は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

能停止状態の患者に対するものにあつては第一号（静脈路確保のためのものに限る。）から第三号までに掲げるものとし、心肺機能停止状態でない患者に対するものにあつては第一号及び第三号に掲げるものとする。

一〇三（略）

（新設）

（新設）

第二十三条・第二十四条（略）

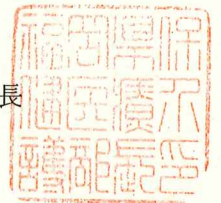
3医指第1603号

令和3年9月8日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する
法律の一部の施行について（救急救命士法関係）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、県ホームページに掲載していますことを申し添えます。

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」>「医療提供体制」>厚生労働省等からの通知

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2021.html>



医政発 0901 第 15 号
令和 3 年 9 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）が令和 3 年 5 月 28 日に公布され、改正法のうち救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）の一部改正については、同年 10 月 1 日付けで施行することとされています。

これに伴い、施行に必要な規定の整備を行うため、本日公布された救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 149 号。以下「改正省令」という。）により救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号。以下「規則」という。）の一部が改正され、令和 3 年 10 月 1 日付けで施行されることとなりました。

改正省令の主な内容、施行に当たっての留意点等については、下記のとおりです。貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の内容

1 院内研修の実施に関する事項（改正省令による改正後の規則第 23 条）

救急救命士が勤務する病院又は診療所（以下「医療機関」という。）の管理者は、改正法による改正後の救急救命士法第 44 条第 3 項に規定する研修（以下「院内研修」という。）を実施し、当該救急救命士に重度傷病者が当該医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、当該医療機関に到着し当該医療機関に滞在している間。以下同じ。）において救急救命処置を行わせようとするときは、あらかじめ、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会（以下「救急救命士に関する委員会」という。）を当該医療機関内に設置するとともに、救急救命士に関する委員会における協議の結果に基づき、院内研修を実施しなければならないこと。

- 2 院内研修の内容に関する事項（改正省令による改正後の規則第 24 条）
院内研修の内容として厚生労働省令で定める事項は、以下のとおりであること。
 - （1） 医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項（以下「チーム医療に関する事項」という。）
 - （2） 傷病者に係る安全管理に関する事項、医薬品及び医療資機材に係る安全管理に関する事項その他の医療に係る安全管理に関する事項（以下「医療安全に関する事項」という。）
 - （3） 院内感染対策に関する事項

第 2 施行に当たっての留意点

医療機関に所属する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質の担保のため、救急救命士に関する委員会の運用等に関し、以下の点に留意すること。

なお、救急救命士に関する委員会の運用等の詳細については、関係学会が作成するガイドライン（第 3 参照）を参考とすることが望ましいこと。

1 救急救命士に関する委員会の構成等

救急救命士に関する委員会は、救急救命処置を指示する医師、医療安全管理委員会（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 1 項第 2 号に規定する医療安全管理委員会をいう。）の委員その他救急救命士に関する委員会の目的を達するために必要な委員（重度傷病者が医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間に救急救命士と連携して業務を行う看護師など）により構成すること。

なお、医療安全の確保等を目的とした委員会等が別途存在する場合であって、上記の要件を満たす場合は、当該委員会等をもって、救急救命士に関する委員会を兼ねることとして差し支えないこと。

2 救急救命処置に関する規程

救急救命士に関する委員会は、あらかじめ、救急救命士が実施する救急救命処置に関する規程を定めること。当該規程において、実施する救急救命処置の範囲及び救急救命処置を指示する医師を定めること。

また、医療機関は、救急救命処置を指示する医師その他救急救命士と連携して業務を行う医療従事者に対し、当該規程の内容及び当該救急救命処置を実施する救急救命士（院内研修を受講した救急救命士）について周知を行うこと。

3 院内研修の運用

（1）院内研修の運用に関する規程

救急救命士に関する委員会は、改正省令による改正後の規則第 24 条に

定める（１）から（３）までの院内研修の内容について、あらかじめ、院内研修の運用に関する規程を定めること。

その際、（１）から（３）までの院内研修の内容について、それぞれ以下の表の中欄に掲げる項目を含むものとし、右欄に掲げる「救急用自動車等と、重度傷病者が医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間の環境の違いを踏まえた留意点」を考慮したものとする。また、さらに詳細な項目や各項目の院内研修に要する時間等については、関係学会が作成するガイドライン（第３参照）を参考とすることが望ましいこと。

内容	項目	救急用自動車等と、重度傷病者が医療機関に到着し当該医療機関に入院するまでの間の環境の違いを踏まえた留意点
（１）チーム医療に関する事項	関係者	医師・看護師等の他職種の存在を前提とした業務上の留意点
	情報共有	他職種間での情報共有の方法
（２）医療安全に関する事項	傷病者の管理	複数の傷病者の存在を前提とした業務上の留意点
	医薬品の使用	麻薬を含む様々な種類の医薬品が扱われることを前提とした業務上の留意点
	血液製剤の使用	血液製剤が扱われることを前提とした業務上の留意点
	点滴ラインの導入	複数の点滴ラインが使用されていることを前提とした業務上の留意点
	医療資機材の使用及び配備	様々な医療検査機器が存在することを前提とした業務上の留意点
	医療廃棄物の種類及びその取扱い	救急用自動車等の中よりも多様な医療廃棄物の処理方法
	放射線機器の使用	放射線が扱われることを前提とした業務上の留意点
	医療事故と対応	救急用自動車等の中で起こり得ない事故に対する対応方法
（３）院内感染対策に関する事項	清潔・不潔	複数の傷病者の存在を前提に、救急用自動車等の中よりも複雑な清潔・不潔に関わる導線への対応方法
	感染性廃棄物の廃棄手順	救急用自動車等の中よりも複雑な感染性廃棄物の処理・導線への対応方法

（２）院内研修の実施及び実施状況の管理

医療機関は、当該規程に基づき、院内研修を実施するとともに、院内研修の実施状況（受講者名、受講日時、受講項目）を記録し、当該救急救命

士を雇用する間、保存すること。

なお、研修方法については、eラーニング形式の研修等、学会・団体・民間企業等が実施する外部の研修を活用することも可能であること。ただし、その場合も、医療機関において、研修の実施状況（受講者名、受講日時、受講項目）について記録・保存すること。

4 救急救命処置の検証

医療機関において、救急救命士法第46条で定める救急救命処置録など救急救命処置の実施状況に関する記録を管理すること。

また、救急救命士に関する委員会において、救急救命処置の実施状況に関する検証方法等に関する規程を定めること。救急救命士に関する委員会において、当該規程に基づき検証を実施するとともに、必要に応じ、救急救命士が実施する救急救命処置に関する規程や院内研修の運用に関する規程について見直しを行うこと。

第3 関係学会が作成するガイドラインについて

現在、一般社団法人日本救急医学会及び一般社団法人日本臨床救急医学会において、専門的な知見を活かしつつ、医療機関に所属する救急救命士による救急救命処置実施等に関するガイドラインの作成が進められているところであり、策定され次第、厚生労働省においても周知を図る予定である。

救急救命士が勤務する医療機関において、医療機関に所属する救急救命士の資質及び当該救急救命士が行う業務の質の担保を目的とした取組や、院内研修の内容について具体的に検討する際は、当該ガイドラインを参考とすることが望ましい。